

各位

全5ページ
登録速報(2025-153)
2025年9月10日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日：2025年9月10日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第24581号

名称：ラオウフロアブル

2. 変更の内容

農薬登録申請書第6項「農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」中、以下を変更し、【変更後】のとおりとする。

- ・作物名「移植水稻」の使用方法「原液湛水散布又は水口施用」を「原液湛水散布、水口施用又は無人航空機による滴下」に変更する。
- ・作物名「直播水稻」の使用方法「原液湛水散布」を「原液湛水散布又は無人航空機による滴下」に変更する。
- ・作物名「移植水稻」の適用雑草名を「一年生雑草、多年生広葉雑草」に変更する。

【変更後】

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法	ダィムンを含む農薬の総使用回数	フェニキサリルンを含む農薬の総使用回数	フェンキトリンを含む農薬の総使用回数	ベンシルフロニメドを含む農薬の総使用回数
移植水稻	一年生雑草 多年生広葉雑草	移植時	500mL/10a	1回	田植同時散布機で施用	3回以内 (育苗箱散布は1回以内、本田では2回以内)	2回以内	2回以内	2回以内
		原液湛水散布、水口施用又は無人航空機による滴下							
直播水稻	一年生雑草 マツバ ホトケ ウリカ ミズガヤツリ ヒルムシロ セリ	稲1葉期～ バィ2.5葉期 但し、 収穫90日前まで			原液湛水散布又は無人航空機による滴下	2回以内			

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容
(1) 農薬登録申請書第7項「農薬の使用上の注意事項(8に掲げる事項を除く。)」中、以下の2)を追加し、以降を繰り下げ、3)、4)、6)、7)、10)、11)、12)、13)を変更、別紙【変更後】のとおりとする。

【追加】

- 2) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。

【変更後】

- 3) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、ノビエの2.5葉期までに、時期を失しないように使用すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に使用すること。ホタルイ、ウリカワは2葉期まで、ミズガヤツリは草丈10cmまで、シズイは草丈3cmまで、オモダカ、クログワイ、コウキヤガラは発生始まで、ヒルムシロは発生期まで、セリは再生期までが本剤の使用適期である。
- 4) オモダカ、クログワイ、コウキヤガラ、シズイは発生期間が長く、遅い発生のものまでは十分な効果を示さないので、必要に応じて有効な後処理剤との組み合わせで使用すること。
- 6) 水口施用以外の使用方法の場合は、水の出入りを止めて湛水状態(水深3~5cm)のまま水田全面にゆきわたるように使用すること。使用後3~4日間は通常の湛水状態(水深3~5cm)を保ち、使用後7日間は落水、かけ流しはしないこと。また、入水は静かにおこなうこと。
- 7) 水口施用の場合は、あらかじめ1~2cm程度水深を確保した状態で、入水時に本剤を水口に施用し、流入水とともに水田全面に拡散させ、使用後田面水が通常の湛水状態(水深3~5cm)に達した時に必ず水を止め、田面水があふれ出ないように注意すること。使用後少なくとも3~4日間は通常の湛水状態(水深3~5cm)を保ち、使用後7日間は落水、かけ流しはしないこと。
- 10) 直播水稲に使用する場合、以下の点に注意すること。
① 稲の根が露出した条件では薬害を生じるおそれがあるので使用をさけること。
② 除草効果の低下と生育抑制の薬害が発生するおそれがあるので、水持ちの安定した後に使用すること。
- 11) 除草効果が低下するおそれがあるので、梅雨時期等、使用後に多量の降雨が予想される場合は使用をさけること。
- 12) 無人航空機で滴下する際は以下に注意すること。
① 滴下は使用機種の使用基準に従って実施すること。
② 滴下に当っては噴霧ノズルは使用しないこと。
③ 作業中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
④ 薬剤の飛散によって他の植物に影響を与えないように風の影響等を十分考慮して滴下すること。
⑤ 水源池、飲料用水などに飛散、流入しないように十分注意すること。
⑥ 薬剤滴下に使用した装置は十分洗浄し、薬剤タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
⑦ 滴下に使用した無人航空機の散布装置は、水稲以外の作物への薬剤散布には使用しないこと。

13) 使用した水田の田面水を他の作物の灌水に使用しないこと。

(2) 農薬登録申請書第9項「生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨」中、以下の2)を追加し、以降を繰り下げ、別紙【変更後】のとおりとする。

【追加】

2) 無人航空機による滴下で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

7. 農薬の使用上の注意事項（8に掲げる事項を除く。）

【変更後】

- 1) 本剤の使用に当っては、使用前に容器をよく振ること。
- 2) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。
- 3) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、ノビエの2.5葉期までに、時期を失しないように使用すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に使用すること。ホタルイ、ウリカワは2葉期まで、ミズガヤツリは草丈10cmまで、シズイは草丈3cmまで、オモダカ、クログワイ、コウキヤガラは発生始まで、ヒルムシロは発生期まで、セリは再生期までが本剤の使用適期である。
- 4) オモダカ、クログワイ、コウキヤガラ、シズイは発生期間が長く、遅い発生のものまでは十分な効果を示さないので、必要に応じて有効な後処理剤との組み合わせで使用すること。
- 5) 苗の植付けが均一となるように、代かきおよび植付作業はていねいにおこなうこと。未熟有機物を施用した場合は、特にていねいにおこなうこと。
- 6) 水口施用以外の使用方法の場合は、水の出入りを止めて湛水状態（水深3～5cm）のまま水田全面にゆきわたるように使用すること。使用後3～4日間は通常の湛水状態（水深3～5cm）を保ち、使用後7日間は落水、かけ流しはしないこと。また、入水は静かにおこなうこと。
- 7) 水口施用の場合は、あらかじめ1～2cm程度水深を確保した状態で、入水時に本剤を水口に施用し、流入水とともに水田全面に拡散させ、使用後田面水が通常の湛水状態（水深3～5cm）に達した時に必ず水を止め、田面水があふれ出ないように注意すること。使用後少なくとも3～4日間は通常の湛水状態（水深3～5cm）を保ち、使用後7日間は落水、かけ流しはしないこと。
- 8) 藻類・表層はく離などの水面浮遊物が多い場合は、拡散が不十分になるおそれがあるため周縁散布または水口施用をさけ、本田内で水田全面に散布すること。
- 9) 以下のような条件下では薬害が発生するおそれがあるので使用をさけること。
 - ①異常高温の時、あるいは散布後数日以内に梅雨明けになるなど異常高温が予想される時
 - ②活着遅延を生じるような異常低温の時
 - ③砂質土壌の水田および漏水田（減水深が2cm/日以上）
 - ④軟弱苗を移植した水田
 - ⑤極端な浅植えの水田および浮き苗の多い水田
 - ⑥植穴の戻りの悪い水田
- 10) 直播水稻に使用する場合、以下の点に注意すること。
 - ①稲の根が露出した条件では薬害を生じるおそれがあるので使用をさけること。
 - ②除草効果の低下と生育抑制の薬害が発生するおそれがあるので、水持ちの安定した後に使用すること。
- 11) 除草効果が低下するおそれがあるので、梅雨時期等、使用後に多量の降雨が予想される場合は使用をさけること。
- 12) 無人航空機で滴下する際は以下に注意すること。
 - ①滴下は使用機種の使用基準に従って実施すること。
 - ②滴下に当っては噴霧ノズルは使用しないこと。
 - ③作業中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④薬剤の飛散によって他の植物に影響を与えないように風の影響等を十分考慮して滴下すること。
 - ⑤水源池、飲料用水などに飛散、流入しないように十分注意すること。
 - ⑥薬剤滴下に使用した装置は十分洗浄し、薬剤タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

⑦滴下に使用した無人航空機の散布装置は、水稲以外の作物への薬剤散布には使用しないこと。

- 13) 使用した水田の田面水を他の作物の灌水に使用しないこと。
- 14) 本剤はその殺草特性から、いぐさ、れんこん、せり、くわいなどの生育を阻害するおそれがあるので、これらの作物の生育期に隣接田で使用する場合は十分に注意すること。
- 15) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 16) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意するほか、別途提供されている技術情報も参考にして使用すること。特に初めて使用する場合や異常気象の場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

9. 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨

【変更後】

- 1) 水産動植物（藻類）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- 2) 無人航空機による滴下で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- 3) 散布後は水管理に注意すること。
- 4) 散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上